

共同家族論序説

—共同家族の比較的考察（前篇）—

姫 岡 勤

joint family（共同家族）という術語は、元来インドの法律家が、同国に特徴的なある種の家族形態を表示するために作ったことばであった。すぐのちに述べるように、それは財産所有の単位という点からヒンドゥ人の家族の特質を指摘したものである。しかし現在では、このことばは、インド社会にだけ適用される特殊な術語ではなく、ある特定の形態の家族をいい表わすための一般的な用語となっている。しかも家産に対する権利という元の視点は無視されて、家族の親族構成、すなわち家族の形態論的（morphological）観点からみた一つの家族類型を表現する名称として広く用いられてる。しかしながら、このことばが、家族のある形態を示すための術語として広く使用されるようになればなるほど、このことばにいろいろな意味が多くの学者によって付与され、概念の混乱がもたらされた。このことについて述べる必要が感じられるが、すでにそれを詳細に検討した論文が発表されているから、ここではとりあげないことにしよう。

共同家族は、インド社会を特徴づける一つの基本的な要因とみなされているが、それは、その社会だけに特殊な家族形態ではなく、類似のものは他の多くの社会で見いだされる。われわれはそのうちから、旧中国における伝統的な「同居同財」家族、および南スラブ人のあいだに存在したザードルガを選びだし、この三つの民族における共同家族の比較社会学的考察を試みようとする。この三つの地域を選んだ理由は、家族の親族構成、家族の内部構造が類似しているだけでなく、その機能の点にも類似が大きいからであり、さらに技術的な理由としては、これらの地域の共同家族の研究が、他に比べてずっと進んでおり、利用可能な資料が多いからである。こうした比較研究を進めるためには、まず共同家族の概念を明確にしておくことが必要であるが、そのための準備的な作業として、このことばの発祥地であるインドにおいて、それがどのように理解されてきたかに関して、最小限度必要な解説を加えておこう。

ヒンドゥ法の初期の権威であったメーンは、「共同の（joint）、未分（undivided）家族は、ヒンドゥ社会の常態である。未分のヒンドゥ家族は通例、地所を共有するだけでなく、飲食および

1) T. N. Madan, "The Joint Family: A Terminological Clarification," *International Journal of Comparative Sociology*, Vol. III, No. 1, 1962. 本論文は John Moge, ed., *Family and Marriage* (K. Ishwaran, ed., *International Studies in Sociology and Social Anthropology*, Vol. I), Leiden, 1963, p. 7-16 に再録されている。ほかに、未見ではあるが、A. M. Shah, "Basic Terms and Concepts in the Study of Family in India", *The Indian Economic and Social History Review*, Vol. I, No. 3, 1964 をあげておこう。

礼拝においても共同 (joint) である」²⁾、といている。メーンは、共同家族を相続財産の合有単位 (coparcenary unit) として理解しているのであるが、厳密に言えば、これは正しい表現とはいえない。というのは、共同家族のすべての成員が家産に対する相続権を有するのではなく、女子の成員は、それから除かれるからである。したがって家産の合有単位と共同家族の範囲は一致せず、前者は後者のうちに内包されることになる。家産相続に対する権利の点から、共同家族を定義するのであれば、「おとなの共同相続人と彼の扶養家族の集団」³⁾ というべきであろう。

以上は主として法の観点からの定義であるが、共同家族はメーン以後多様に規定されてきた。それらのうちにあつて、「標準的な定義」とか、「最も正確な定義の一つ」などといわれているのが、カルヴェのそれである。「共同家族とは、一つの家屋のうちに住むのを通例とし、一つの炉床で煮たきされた食物をたべ、財産を共同で保有し、家の共同の礼拝に加わるところの、ある特定の親族として相互に関係づけられている人びとの集団である」⁴⁾、というのである。すなわち共同家族は、住居・飲食・家産・礼拝を共にする特定の親族の集団になる。この定義において、「ある特定の親族として相互に関係づけられている人びと」というような抽象的な表現が採用されていることが、ただちに問題となろう。これが具体化されなければ、共同家族以外の他の類型の家族にもほぼ妥当する定義となってしまう。

カルヴェがこのような抽象的な表現をとったのには、もちろん理由の存することであつた。彼は共同家族に、父系的なものと母系的なものとを区別し、この二つの類型を共同家族の概念のもとに下屬せしめようとしたためであつた。すなわちドラヴィダ人の家族形態にその始原がたどられるインド南部の母系的な大家族も、その構成成員は母系親族を根幹しながらも、家族の集団的特性は、父系的な共同家族と基本的には異ならないとみなしたのである。そのために共同家族の親族構成を具体的に指示することを避けて、抽象的な表現を用いたものと考えられる。母系的な「共同家族」が問題となる場合、いつもとりあげられるのは、マラバールのナヤール (Nayar) の家族である。インドにおいて母系共同家族は、ナヤールのほかにもあつたし、現在も存在するが、その家族に当たる tarwad⁵⁾ は、ヒンドゥ法においては、“joint family” に該当するものと

2) J. D. Mayne, A Treatise on Hindu Law and Usage, Mardras, 9th ed., 1922, p. 323.

ここで“joint family”の訳語として、「共同家族」を選んだ理由について簡単に説明しておこう。このほかに「合同家族」、「複合家族」などのことばが使われているが、joint familyとは、家産の joint ownership (共同所有)、飲食・礼拝などにおける joint-ness (共同) によって特徴づけられるから、「共同家族」という訳語を適当と考えたのである。

3) Madhav S. Gore, The Impact of Industrialization and Urbanization on the Aggarwal Family in Dehli Area, unpub. Ph. D. diss., Columbia University, 1961, p. 8; William J. Goode, World Revolution and Family Patterns, New York, 1963, p. 240 の引用による。

4) Irawati Karvé, Kinship Organization in India, Deccan College Monograph Series, No. 11, Poona, 1953, p. 10. カルヴェが“who generally live under one roof”と、とくに“generally”ということばを添えているのは、彼の説明によれば、商売や軍務や文官勤務などのために、共同家族の成員のうちに、不定期の期間家から離れる者があつても、やはり彼らを家族の成員とみなそうとしてである。

5) tarwad は、ある女たちとその娘と息子と兄弟を含むが、彼らの夫を含まない。そして財産はこの集団によって共有される。ロードクリフ＝ブラウンは、tarwad が夫を成員としていないという理由で、

みなされていた。しかし本論は父系に限定しての共同家族の比較研究であるから、この興味深い tarwad をはじめ、他の母系共同家族の事例を考察の対象から除くことにする。

それでは父系共同家族（以下簡単に共同家族と呼ぶことにする）は、具体的にいって、どのような成員から構成されているのであろうか。インドの共同家族については、この点に関しマンデルバウムが、つぎのような行きとどいた記述をなしている。それは「同一の世帯のうちに共住するいく組かの夫婦とその子どもたちから成る。男子の全員は、ある男とその息子と孫、あるいは一群の兄弟たちとその息子および孫というように血縁関係がある。その世帯の女子は、彼らの妻たちと未婚の娘、およびことによると死亡した血縁男子の未亡人である。女子は、結婚の際、その祖先伝来の家族から離れて、彼女の夫の共同家族の一部となる」⁶。インドの共同家族は典型的には以上のような成員から構成せられるが、もちろん現実のそれは、ここに挙げられたすべての者から成っているわけではなく、そのうちから欠ける者のある場合があれば、反対にそれ以外の者が加わっている場合も存する。簡単にいえば、共同家族とはある両親のすべての息子が結婚後もその妻子とともに生家にとどまり、娘は婚姻によって、生家を去るという原則にもとづいて構成された家族形態を意味する。

家族の親族構成の部面とならんで、インドの共同家族の特質として重要視されてきたのは、さきに少し問題にした家産の共有である。このことを一般的に考えると、家族は共産的消費の共同体であり、共同消費の源泉となる家族の財産または収入は、法律上の問題としてはともかくとして、実際上は、家族成員全体が享益できる共同の資源でなければならない。このことは家族の形態のいかんにかかわらず、一般的にいえることである。しかるにインドの共同家族に関して財産の共有がその重要な特質として強調されてきたのは、家族成員のそれぞれが得た収入が、その者の特定財産とならずに、家の共同の財布にいれられ、そして経済的寄与の大小と有無にかかわらず、家族の全成員の消費生活が、原則としては平等に、この共同財産からまかなわれるという共産生活の徹底さにあった。このことは個人的な利害の得失に敏感な西洋人の注目をとくにひいた点であろう。だが、こうした意味における財産の共同保有の観念は、のちに述べるように、インドの共同家族に特殊なことではなく、われわれの問題にする旧中国および南スラブ人の共同家族にも同様にみられる。そうした家産の共同保有の考えがなければ、共同家族としての存在を続けることができない。その意味においてこの観念は、共同家族の核心をなすといえる。

普通の意味での家族ではなく、それは系族 (lineage) にはかならないとする。(A. R. Radcliffe-Brown, "Introduction", in A. R. Radcliffe-Brown and Daryll Forde, ed., *African Systems of Kinship and Marriage*, 1950, p. 73.) それでは、ナヤール族のあいでは家族が欠如しているのかという疑問が生じる。確かに tarwad は母系系族と構成を同じうする。夫は夜妻の家に通い、朝自家に帰ってしまう。夫は tarwad の一員とは認められていない。tarwad は一つの大きな家屋に共住し、あるいはまた、その成員が多すぎるときには、それは下位集団たる tavazhi に分けられ、tavazhi の成員が一つの世帯を構成する。われわれは tarwad または tavazhi を、きわめて特異な形態のものであるが、一つの家族として理解すべきだと考える。このことについては、他日もっと詳しく述べる機会があろう。

⁶ David G. Mandelbaum, "The Family in India," in Ruth Nanda Anshen, ed., *The Family: Its Function and Destiny*, New York, 1949, p. 93.

インドにおける共同家族の存在は、早くもマハーバーラタやラーマヤナにも記載され、それは紀元前から存続してきたインドの伝統的な家族形態であり、家族の理想形態とみなされてきたことはいうまでもない。だがもちろん、理想形態であるということと、それが普遍的な形態であることとは別である。またそれがインドに見いだされる種々の家族形態のうちで、最も多い割合を占めてきたということをも意味しない。さらに古い伝統を誇るインドの共同家族も、長い歴史をもつが故に、その構成や組織の原理が変化してきている。だが、現代の共同家族の法的なわく組、すなわちその普遍的な構成、家産の分割の過程、家族成員相互の権利と義務などは、11世紀のミタークシャラー (Mitakshara) において規定されたものと大きな変更がないといわれる⁷⁾。ここにインドの共同家族の伝統性と、ひいては全体としての社会の停滞性が明示されている。共同家族の研究は、近年長足の進歩を遂げた。従来からの方法と同じく共同家族の古典的な様相を、文献資料によって究明するというわくを破って、現実にもみられる共同家族の実態を、実証的に明らかにしていく研究が進んだからである。

長い伝統をもつ共同家族が、緩慢ながら都市化と産業化の進展を示している現代のインドにおいて、現存の家族全体のうちでどれほどの割合を占めているか、ということも、インドの多くの学者の研究欲をそそった問題であり、いくたの調査の結果が報告されている。だがこれらの研究において提示されている数字のあいだに大きな違いがみられる。ここにそれらを紹介する余裕をもたないが⁸⁾、こうした数字の相違は、調査の行なわれた時期と調査対象の違いだけに帰せられるものではない。それは個々の学者のもつ共同家族の概念の内容の差異に由来する点が大であった⁹⁾。たとえば、共同家族のある男の成員が、自分の妻子とともに都会に移住して独立の世帯を営みながらも、自分の得た収入の一部を生家の「共同の財布」に入れるために送金し、またその家の種々の祭礼や行事の際に帰郷することを続け、また家産に対する共同の所有権を保留し、依然として生家の共同家族の成員であるという意識をもっているとしよう。こうした事態は、実際に少なくないのであるが、この都会へ移住した親子の集団は、独立の世帯を構成することは明らかであるけれども、それを一個の家族とみなすか、彼らは依然として生家の共同家族に所属しているとみるかによって、統計に表わされた数字は大きく相違してくる。前者の立場をとる者は、

7) David G. Mandelbaum, *op. cit.*, p. 94.

8) この問題についてのインドの諸学者の調査の結果は、つぎの書にまとめて提示されている。William J. Goode, *op. cit.*, p. 243-247.

9) “joint family” という一つのことばによって、インドの学者は、つぎのような異なった形態の「家族」を代表させている。(1)、全成員が共住している三世代または四世代の拡大家族の形態、(2)、(1)のような共住拡大家族のうちのかなりの大きな部分と、独立の世帯をなして別居するその他の部分の形態、(3)、数家族が住居を共同にし、すべての家族が祖先の財産を法的に共同所有しているが、各家族は別々のかまどをもち、そして法的にはまだ未分のままの財産の分け前を別個に運営している形態、(4)、法的には祖先の財産の共同所有者であるところの、直系親族関係にある諸家族の別居形態、の四つである。S. C. Dube, “Men’s and Women’s Roles in India: A Sociological Review,” in Barbara E. Ward, ed., *Women in the New Asia: The Changing Social Roles of Men and Women in South and South-East Asia*, Paris, 1963, p. 180.

同居と共食の事実を、家族の存立にとって不可欠の要素と考えており、後者の見地に立つ人びとは、この事実は、家族にとって必ずしも必要な条件であるとはせず、共同家族の特性は、家産の共有と収入の合体にあると考え、こうした共同が存続されているならば、世帯が同じであるか別であるかは、共同家族にとってどうでもよい事柄だとするのである。

このような見解の相違は、結局家族の概念をどのように構成するかにかかわる問題である。われわれは、近親者から成る一つの世帯を家族と称する立場に立つから、さきの都会への移住者の親族集団を独立の家族を形成していると考えのを妥当とするが、後者の立場では、家産が分割されているかどうかによって、共同家族が存続しているか否かをきめるべきであり、むしろそのほうがインドの伝統的な家族観念を正統的に代表しているという考えがとられている。このような家族概念は、たといインドの住民の伝統的な観念を表わしているとしても、結局は法的見地からのものであるといわなければならない。インドの共同家族の概念をめぐるこのような問題は、実は中国の共同家族についてもいわれている。共同家族は、家産の共有体であるから、同一の問題が生じるのは当然のことともいえよう。中国では古くから「同居同財」が家族の本質的な要素とみなされてきたが、この「同居同財」とは、「財産関係を共通にするという意味で、同じ所に住っているという意味ではない。たとえば、奉天・新京と別のところに住んでいても、家産を分割せず家産が共有であれば、生計を同じくする者であり、同一家族であるといえる」¹⁰⁾、といわれており、滋賀も同様に、「同居という言葉は、すぐれて法律的な概念であって、決して、同じ家屋に居住するという事実を指す言葉ではなかった」¹¹⁾、と述べている。家族の社会学的概念が法的なそれと別なものであってよいことは、改めていうまでもない。家産の分割の存否を中心にするのであれば、わが国の場合でも、兄弟がそれぞれ都会で独立の世帯をなし、各自の収入のうちのいくらかを、両親や幼少な弟妹の扶養のために親元に送金し、盆や正月その他の家の行事の際に帰郷し、家産はまだ分割されていず、それに対する遺産相続権をもっている場合、都市に住む家族と生家の家族とは、共同家族を構成しているということになる。だが、そうすると、共同家族はどんな社会にも存在することになる。われわれはやはり前のカルヴェの定義のうちの「一つの家屋のうちに住むのを通例とし」とあった条件を、共同家族の概念にとって必要なものとみなす立場を妥当と考える¹²⁾。この場合「一つの家屋」とあるのを、あまり厳密に解すべきではないこと、また一時的な別居者を排除してはならぬことはもちろんである。インドにおける共同家族の居住のしかたについていえば、これはもちろん貧富によって差異が大きいけれども、普通各夫婦には自分の寝室と彼らの子どものための別の部屋が与えられている。家屋が小さいときには、兄

10) 千種達夫、満州家族制度の慣習Ⅱ、昭和40年、294—295ページ。

11) 滋賀秀三、中国家族法の原理、昭和42年、69ページ。

12) メイヤーは、joint household (共同世帯) と joint family (共同家族) の二つ概念を区別すべきことを提唱している。Adrian C. Mayer, Caste and Kinship in Central India: A Village and its Region, London, 1960, p. 182. われわれの考えでは、joint household を成す場合にのみそれを共同家族と呼ぶのであって、彼のいう joint family は、一種の親族集団であるとみなすのである。

弟の子どもたちは共同の一つの部屋で一しょに寝る。また男の子と女の子の寝室が分かれていることもある。家族成員が多すぎるようになると、隣接地またはできる限り近いところに別棟が建てられることもある。こうした場合、棟を異にした人びとが、一つの共同家族を成すかどうかは、それが一つの消費共同体を維持しているか否かによって決すべきことであろう。家産を分割して共同家族を解体したのちも、以前と同じ居住のしかたを続けることが普通であり、ただしこの場合には、炊事は別々になされるのである。以上に述べたことは、インドだけでなく、中国および南スラブ人の共同家族にも同様に妥当する。

この小論で意図したのは、ヒンドゥ人、旧中国人、南スラブ人のあいだに存在してきた共同家族の比較考察であるのに、インドのその概念にかかわりすぎたかも知れない。しかし *joint family* ということばは、インドの伝統的な家族を表示するために作られたものであり、さらに共同家族の概念についての論議は、これまでインドのその実態に即して、最も活発に展開されてきているから、共同家族の概念を明確にするために、これらの論議から多くのものを学ぶ必要が感じられたためであった。

さて、中国およびバルカン半島に存在した共同家族は、インドのそれと同じく、父系的・父方居住的 (*patrilocal*) 共同家族であった¹³⁾。すなわち、ある両親のすべての息子は、結婚後も生家にとどまり、それに反して娘は結婚とともに親の家を去って夫の共同家族に所属するということである。もしこの原則が文字通りに行なわれるとすれば、家族の成員は無限に増大することになるだろう。もちろんこれは実現の不可能なことであるから、いつの時期にか、それは複数の家族に分かれなければならない。そしてその分裂の時期の相違によって、異なった形態の共同家族が出現する。実際に行なわれる分裂の時期は区々であろうが、通例、父の死去が最も重要な転機となる。このことを基準とすると、三つの型の共同家族がとりだされる。(I) 父の死去後も維持される型。(II) 父の死亡を契機として分裂する型。(III) 父の存世中に分裂する型がそれである。

(I) の場合、父の死後の分裂が回避されても、それがいつまでも続くかが問題となろう。母の死去とともに分裂する型の共同家族と、その後も存続される型の共同家族が区別されるが、この二つの型は、家族関係の点からみれば、多くの集団的性格を異にする。というのは、母が存命の共同家族では、中国的な表現を借りれば、家母は家族のすべての成員にとって尊長であり、家長は彼女の長男であっても、家長の母、前家長の妻として尊敬される存在である。それに反して母の死亡後の共同家族の場合、家長となるのは、通例最年長の男子であり、彼は家族の最高の世代中の年長者であるにすぎない。共同家族の統制の維持の点では、この二つの型のあいだに難易の大きな隔差があるのが一般的である。そうした事態から考えて、前者はむしろ第二の型と多くの点で性格を同じうするといえよう。共同家族について論じられるとき、いつも家長の権限の大きさが問題となるが、これを一般的に論ずるのでなく、だれが家長の地位にあるか、具体的にいえ

13) インドには、父系共同家族のほかに、母系共同家族が見いだされることは、前に述べた通りである。

ば、第二の型の場合のように、家族全員の尊長であるか、あるいは第一の型の場合のように同一世代中の最年長者であるかの二つの場合を区別して問題にしなければならない。後者においては、家長は同輩中の第一位（*primus inter pares*）である場合が多く、第二の型における家長のように大きな権威をもちえないのが一般的である。家長の権限は後篇でとり扱う問題だから、ここではこのことを指摘するだけにとどめよう。

家長の権限とともに、共同家族論において常に論議せられるのは、家族員数であるが、この問題ものに述べることにして、第一の型と第二の型との関連についてだけいえば、中国の史書に見える累世同居、家族員数数百人といった超大型な共同家族は、第一の型でなければ実現されえない。ユーゴスラヴィアにおいても、ザードルガの平均人数が25~40人に及び、少数ではあるが90~100人といった多人数のものが存したと報告されているが、これは父の死去後の分居が一般的でなく、むしろ例外的なこととみなされていた。最も古風な、家父長的な型の共同家族が多く残存していた地方でのことであった¹⁴。第IIの型の共同家族が、第Iの型のそれにくらべて常に家族員が少なくなるというわけではないが、一般的にいて後者のほうがより多くの成員を擁したことはいうまでもない。家族員数が多くなるにしたがって、全体の平和と統合を保つことがよりむつかしくなると一般にいわれているが、問題はむしろ数よりもいかなる親族から構成されているかということになる。この点からみれば、第Iの型では、成員数の大に加えて、傍系親族を包含する割合が多くなり、かつ全体の統率者である家長は、拮抗関係をはらみがちな兄弟のうちの年長者である。したがってその内部に不和と抗争の種を多く含み、この型の共同家族を長く維持することは、昔からきわめて難事であったに違いない。中国でもインドでも、またバルカン半島においても、共同家族の分裂が一般に好ましくないこととされたのに変わりはなく、とくに中国では、累世同居を家族の理想として、早くより表彰を続けてきたが、このことはむしろ父の死後または生前でさえも分裂がさかに行なわれていたことを示す間接的な証拠とも解される。

誤解を避けるために、ここでいっておかねばならぬのは、共同家族の三つの型は、Iが最も古く、IIがそれにつぎ、IIからIIIに推移するというような歴史的な前後関係を意味するものではないということである。共同家族が望ましい家族形態であると認められている社会にあっても、現実においては、共同家族が唯一の普遍的な家族形態ではないことはもちろんである。共同家族はいつかはより小さな共同家族または直系家族、あるいは核家族の形態に分裂しなければならぬ。共同家族は非共同家族へ、それから共同家族へというふうに、分裂と形成の循環運動をくり返すものである。その場合、Iの型にまで発展したのもあれば、IIIの型で分裂したのも生じた。共同家族を形成しそれを維持するには、広義における家産が必要であるから、それがわずかであ

14) Vera S. Erlich, *Family in Transition: A Study of 300 Yugoslav Villages*, New Jersey, 1966, p. 39. Vera S. Erlich, "Das erschütterte Gleichgewicht in der Familie," *Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie*, 12. Jahrg., Heft 3, 1960, S. 409. トルコの支配からの解放時のブルガリアでも、20—40人の家族は普通のことであった。Nedelja D. Konsulowa, *Die Grossfamilie in Bulgarien*, Erlangen, 1915, S. 46.

るか、全くもたない貧民階層のあいだでは、共同家族を形成しえなかった。ある家族形態が理想とみなされているからといって、それがその社会のうちで最も頻度の高い家族形態だと速断してはならない。さきの三つの型の共同家族は、いつの時代でも併存しており、中国ではすでに5世紀前後に父母の生前の分裂がしきりに行なわれたといわれているが¹⁵、この時期における分裂が一般的になれば、それは共同家族体制が衰退期にあることを表わしている。この場合には、分裂した家族は、再び共同家族を形成する方向へは向わない。それは共同家族の全面的な消滅への過程をたどっているといえる。ユーゴスラヴィアにおけるザードルガの研究によって、このことは明らかになっている。後篇において具体的に説明するつもりであるが、共同家族の分裂の時期は、個々の家族に特殊的な事情によってきめられることが多い。だが、共同家族精神が旺盛な場合では、少なくとも父の死去まで家を割るべきではないという考えが一般に行なわれていたようである。中国では、父祖の在世中またはその亡後、喪服期間中の分居分財は、十悪の一（不孝）に数えられ¹⁶、マケドニア地方では、父の生存中に子どもたちが別居することは、「非常に恥ずべきこと」、あるいは「罪悪」であり、スキャンダルに属することとみなされていた¹⁷。このような価値評価を考慮にいとると、分裂に反対する社会の規制力は、父が死去した後も共同家族を持続させることまでは及ばなかったように思われる。それと同時に、とくに大型の共同家族を要求する社会的諸条件が存する特殊の地域を別にすれば、第Ⅰの型ではなく、第Ⅱの型が最も一般的な形態ではなかったかと考えられる。

中国現代の分家慣行については、満鉄調査部の行なった華北農村の詳細な調査の結果が報告されている。それを資料とする内田智雄の研究によれば¹⁸、父の生前の分家もかなりあるが、やはり死後のほうがずっと多く、その割分は3対7くらいである。家族の分割の直接の事由としては、家族の不和、生活の困難、家族の多数に区分されている。生活の困難、家族の多数は、家族の不和をひきおこすことが多いから、これらを理由とするものうちにも、分裂の直接のきっかけを不和に求められるものも少なくないが、そうした不和が全くみられないものもある。後者はいわば共同家族を存続させる客観的基盤を欠くにいたったものといえる。この客観的基盤のうち最も重要なのは家産である。家族員が増加しすぎて住居の狭小をきたし、それが分家の直接の契機となる場合もあるが、それも根本的には家産の不足に帰せられよう。したがって一般的・抽象的にいえば、家産の大小が共同家族の分裂の遅速を条件づける第一の要因であるということができよう。富裕な家では、それが長期間にわたって維持される傾向があり、反対に貧困な家では、解体の時期が早く、また貧困の故に共同家族を形成することが、始めから不可能な場合さえ存する。

だが、ここにいったことは、共同家族を構成する家族成員の主体的な意向にかかわりなく、共

15) 仁井田陸, 中国法制史, 増訂版, 昭和38年, 205ページ。

16) 仁井田陸, 支那身分法史, 昭和17年, 34ページ。

17) Vera S. Erlich, *op. cit.*, p. 45, 39.

18) 内田智雄, 中国農村の分家制度, 昭和31年, 第1章参照。

同家族の存立にとっての客観的条件との関連だけからのことであって、共同家族を解体させるか存続させるかは、最終的には成員の意向によって決定せられる。共同家族の存続にとって必要な客観的な条件、とくに家産が充分だと仮定して、その大いさの大小に応じて、家族成員の共同家族維持の精神の強さの度合も規定される傾向をもつものであるかどうかは、一般的にしろ返答の困難な問題であろう。家産が大きくなるにしたがって、家族成員がそれから享ける経済的ならびに社会的地位の点での利益は、一般的にいてより大きいといえるかも知れない。だが、こうした現実的な利害の考慮が、共同家族の存続の大きな力となつてはたらくことは否定できないけれども、家族成員間の感情的な対立は、そうした考慮を背後におしやうて、分裂が強く希望されることが少なくないのである。

家族の不和のうち、共同家族を分裂にまで導くものは、通例、兄弟間、兄弟の妻の間、義母と嫁の間、父子の間の不和であるが、このうちどの不和が分裂の最も多い原因になるかは、一概にいえない。華北の農村では、兄弟の妻のあいだの不和が原因となつての分家が一番多い、と村民は答えているが、内田がいうように、彼女たちの不和は、その夫たち、すなわち兄弟の不和と切り離しがたい関係にある。義理の母と嫁との不和も、父子の争いにまで発展したとき分裂をひきおこす。共同家族においては、兄弟の妻のあいだの平和を保つことが、最もむづかしいといわれているが、それは単に中国だけのことではない。「家道の不和は婦人より生ず」ということばは、インドの共同家族にも、ザードルガにも同様に妥当するようである。中国では古来、嫁同志のあいだの相互の尊敬、協力、愛情の必要が説教されてきたが、これほど実現されなかつた家族の徳目はほかにならう。厳格で意地の悪い義母に対しては、彼女らは共同の被害者であるのに、一致して対抗するよりは、自分だけが義母の寵を得ようとし、あるいは少なくとも最大の被害者の地位から免れようとする。それぞれの子どものあいだのちょっとしたけんかが、母親のあいだのそれにまで拡大する。「子供喧嘩が親喧嘩」ということわざは、わが国のものであるが、これは中国の共同家族で常に起こつたことであり、インドでも事態は全く同じであつた¹⁹⁾。兄弟の妻は相互に「対抗・嫉妬・うたぐり」の間柄であつた²⁰⁾。ザードルガにおいても、「兄弟の妻たちのけんかのために分裂するのは常のことである」といわれている²⁰⁾。

このように兄弟の妻のあいだの不和が、共同家族の分裂の種となることは、きわめて多かつたことは間違いないけれども、それが彼女たちのあいだだけの不和にとどめられているかぎりには、分裂をひきおこす力とはなりえないことに留意しなければならない。彼女たちのあいだの不和は、やがてその夫である兄弟の不和にまで発展するのは、むしろ普通のことであるに違いない。この

19) Marion J. Levy, Jr., *The Family Revolution in Modern China*, Cambridge, 1949, p. 199-201 に兄弟の妻のあいだの人間関係の一般的な特徴が描かれている。A. D. Ross のインドに関する記述は、レヴィの言説のひきうつしに過ぎないが、これはインドでも中国でも、基本的に何ら変わりがなくみただからであろう。Aileen D. Ross, *The Hindu Family in its Urban Setting*, Toronto, 1961, p. 173-174.

20) S. G. Dube, *Indian Village*, London, 1955, p. 155.

21) Vera S. Erlich, *op. cit.*, p. 56.

ような事態になったとき、家族の分裂の危機が現実の問題になる。中国において、治家の法の要は、「婦人の言を聴かない」ことにあるといわれてきたのは、このことをいったものであろう。兄弟は、幼時より起居を共にしてきた近親者である点で、彼らの妻たちの間柄とは根本的に違う。親和・協力・愛情が彼らの関係の基本を形づくっているが、共同家族にあっては、彼らが妻子をもったとき、そうした関係から競争・疎遠または闘争の関係に転化しがちであることは、一般に認められている。インドのカナラ人のことわざに、「千の口ひげは一しょに住めるが、四つの乳房は住めない」というのがある²²⁾。「兄弟は他人の始まり」ということわざは、わが国のものであるが、これは共同家族において、一層よくあてはまるのであろう。このような転化が、それぞれの妻からの影響による場合が多いことは、いまいったばかりである。南スラブ人のあいだでも、「兄弟のあるところ、分裂あり」ということわざがある²³⁾。カルヴェは、インドの古典にみえる物語からの結論として、一番おそろしいけんかは兄弟間のそれであり、またけんかのうち最も多いのは兄弟間であり、しかも相続をめぐるものが一番多い、といっている²⁴⁾。カルヴェの主張するように、マハーバータヤラーマヤナが古代インドの家父長的な共同家族の様相の生写しを示しているかどうかについては、疑問が抱かれるけれども、彼は共同家族において、兄弟間の争が日常の茶飯事であることを示唆しているものと解せられる。一般に、兄弟間の和合が、共同家族を永續させるかぎをなすとみなしうるが、彼らのあいだの不仲が続いても、父親の権威が有効にはたらいっているかぎり、分裂が抑止されるのも一般的である。兄弟の不和が激しい場合、父の死去とともに分裂をはばむ力は無くなったのに等しく、分裂が母の死後にまで延ばされることがあるとしても、それは稀なことである。中国の共同家族においては、兄弟の競争の種は、家庭的なことと経済的なことであり、家庭的なことの争いは、妻が主役をなし、経済的なことは、夫が表面に立つといわれている²⁵⁾。中国における均分相続の原則は、古来きわめて厳重に実行されてきた。それにもかかわらず、兄弟間の経済的な争いが常態であるということは、どのような事態を表わしているのであろうか。このことについては、のちに述べることにしよう。

嫁姑間の不和は、兄弟の妻のあいだの不和の場合と同様、それが当の二人だけの問題にとどまっている場合には、家族の分裂の原因とはなりにくく、原因となる度合いは、兄弟の妻の場合よりもずっと低いだらう。姑と嫁は義理の親子の関係にあり、嫁がその親に対して絶対的に服従しなければならぬことは、われわれの問題にしている三つの地域を通じて、家族道徳として確立されているからである。両者の対立が、嫁の夫と親との対立に発展したとき、はじめて家族の分裂が現実の問題となりうるが、前にいったように、父の生前における家産の分割は、道徳的に好ましくないこととみなされていたし、こうした分裂がしばしば起こるようになるのは、共同家族精

22) David G. Mandelbaum, op. cit., p. 102.

23) Barić, op. cit., p. 6.

24) Irawati Karvé, op. cit., p. 72.

25) Maurice Freedman, *Chinese Lineage and Society: Fukien and Kwangtung*, New York, 1966, p. 46.

神が衰退期にあるときであり、個々の家族についていえば、家産がわずかであるとか、家長が老齢や無能力であるなど、一般的にいて家長の権威が弱い場合である。ユーゴスラヴィアにおいて、古風な家父長的なザードルガの体制がまだゆるぎを見せていなかった地方では、嫁は義母に尊敬の念から服従し、両者のあいだには対立がなく、むしろ親和的な関係がみられたが、ザードルガの内的組織がゆるみ、分裂が多くなった地方では、嫁姑の衝突が頻発するようになり、夫も妻の肩をもって自由と独立を要求するようになった²⁶⁾。以上に述べたことから、共同家族の存続を維持するには、家族員間の和合がいかに大切であるかが明白である。そして家族員の数が多く、しかも兄弟およびその妻たちのように、その地位の差が少なく、競争関係に立ちがちな成員を含みながら、彼らのあいだの協同が、家族の存立のかなめをなすこの種の家族にあっては、家長を中心とし、それぞれの家族成員の家族内の地位を明確にした階層性の原理が確立しており、それをすべての成員が承認することが必要であろう。共同家族における社会関係の考察は、後篇の問題であるが、ここでそうした原理だけを指摘するならば、それは性・世代・年齢の差にもとづく優劣の原理である。父系共同家族にあっては、第一に、いうまでもなく女性に対する男性の優越が認められ、第二に、上の世代の者は下の世代の者から尊敬と服従を要求することができ、第三に、同じ世代の者のあいだでは、長幼の序が規定せられていた。このような価値の差等、優劣の規範は、われわれが対象にしている三つの地域の共同家族において等しくみられるが、こうした規範が厳重に守られているかぎり、共同家族は安泰であるといえよう。そのうち性差・世代差による価値の相違は、年齢の多少という相対的な差異に比べれば、絶対性をそなえているともいえる。だから共同家族の階層的秩序の混乱は、相対的な価値の差しかもたない兄弟のあいだ、およびその妻たちのあいだから最も多く生じるのは、当然のことかもしれない。こうした点の具体的な考察は、後篇において行なうことにする。

共同家族の分裂は、常に家産の分割を伴うのであるから、家産に対する家族成員の権利の問題について述べなければならない。まず第一に、父系共同家族は、インドの場合にいったように、家産の共同所有体であるといっても、女子の成員はその分割相続権をもたない。すなわち家産の男系的継承が原則となっている。しかし、だからといって女子は、家産から何らの享益権をもたなかったわけではない。娘の場合についていえば、中国のことわざに「息子は家を承け、娘は飯をくう」、「息子は家産を受け、娘は嫁入道具を受ける」、とあるように、結婚までの養育は当然のこととしても、ほかに結婚に際して嫁資を受けた。その高はもちろん家の富有度によって大差が生じるが、普通の農民では、嫁入道具にかぎられ、土地が分与されることはない²⁷⁾。滋賀は、

26) Vera S. Erlich, op. cit., p. 105 ff.

27) 仁井田は、中国の家族の共産者の範囲は、家族共同体の全員、すなわち家長および一般家族（妻や女子を含む）であるのが通例であるが、女子は男子と同等の持分を家産に対してもっていたわけではなく、唐令についてみても、女子は共産から平素必要な扶養をうけるほか、男子が受ける聘財の2分の1を嫁資として分与されるにとどまったという。だが、南宋では女子が男子と共同に家産の分配にあずかり、その額は男子の半分とされていた、という事実をもとにして、女子の家産に対する法的地位は、決して

家産に対する男子と女子の権利の相違について、つぎのように一般化している。「むすこは家産そのものを継ぎかつやがては分けるに対して、むすめは家産から持参財産の分与を受ける。持参財産の額は父の適宜の判断に依存し、しかも少額——通常むすこ一人分の結婚費用よりも少額、如何に多くともむすこ一人の得分よりもかなり少額——に限って是認される」²⁸⁾。中国では将来の夫の家から妻の家に聘財を送るのが慣例であり、それも嫁資の一部に加えられるけれども、一人結婚すると、女子の場合、生家の家産との関係は、原則として切断される。

前にいったように、インドにおいても、女子は家産の共同相続人たりえない。だが、歴史的にみれば、中国の場合とちがって、インドにおける財産承継の方式は複雑であり、かつ一貫していなかった。娘が家産の分与を受ける権利があったかどうかに関して、紀元前7世紀にすでに論議が始まっているほどである。そして5、6世紀頃までには、娘は、父に息子と寡婦がない場合、父の財産の相続者と認められるようになり、そうした機会のない者には、結婚の際に財産の一部、ときには不動産の一部さえ与えられたといわれる²⁹⁾。だが、インド古代のことはどうであれ、われわれの問題にしているのは、ミタークシャー以後のことであって、「共同家族のうちに生まれたすべての男子は、その出生の時から家族の財産の共同所有者であり、……家族の女性は、家族の成員であるかぎり、扶養される権利を有するけれども、共同財産に対する所有権をもたない」³⁰⁾というのが、法および慣習の命じた原則であった。だが、こうした原則が存するからといって、いかなる場合にも、女子に家産の分与が不可能だというわけではもちろんない。農村において、つぎのような事例が報告されている。父の死後、財産を息子である兄弟のあいだに分配する際に、未亡人となっている女きょうだいに、少しばかりの分け前が与えられることがある。しかし、これも非常に特別な場合に限られ、しかもすべての兄弟の同意を得なければならないことであった。そして、これは好意からでた贈物であって、当然の分け前という性質のものではなかった³¹⁾。しかし、嫁資の問題になると、インドではカースト制度とからみあって、それに費される額は、相当に大きい。カースト制度のなかにあつて、自分の家よりより高い社会的地位にある家に嫁入することを望むのは、古来からの一般的風習となっていた。それによって家の地位をあげることができるからである。いうまでもなく縁組は同一カースト内でなければならず、普通は同一下位カースト (subcaste) の者のあいだで結ばれる。しかも同じゴートラ (gotra) の者とは結婚でき

固定的でなかったと論ずる。仁井田陞、中国社会の法と倫理、昭和42年。第2章、「中国の家族共産制と女子の地位——とくに宋代の場合——」、この説に対しては、滋賀の批判がある。滋賀秀三、前掲書、437ページ以下。われわれが、女子には分割相続権がないといったのは、共同家族の分割に際して、男子のように自己の持分を請求する権利を有しないことをいったまでである。

28) 滋賀秀三、前掲書、441—442ページ。

29) K. M. Kapadia, *Marriage and Family in India*, 2nd ed., London, 1958, p. 216. なお古代における財産相続についての論議は、同書に詳しく誌されている。また、紀元前から現在にいたる女性の地位の変遷の要領のよい叙述は、たとえばつぎの論文に見いだされる。S. C. Dube, "Men's and Women's Roles in India," in Barbara E. Ward, ed., op. cit., p. 183 ff.

30) David G. Mandelbaum, op. cit., p. 94.

31) S. C. Dube, *Indian Village*, p. 75.

ないのであるから、こうした狭い縁組可能な範囲から、自分の家より高い社会的地位にある家との縁組を希望するとしたら、必然的に競争が生ずる。そしてこのような競争が嫁資のつり上げをもたらしたのであった。嫁資の調達に、娘をもつ親の最大の苦悩となったのは、イギリスの支配以前からのことであったが、ある学者は、近來における嫁資の顕著な騰貴を、古い共同家族の分裂に主として原因するといっている。というのは、西洋の個人主義思想の浸透とともに、共同家族に嫁入って、長年月の間忍従を余儀なくされる生活が嫌われ、反対に高い教育を受けたサラリーマン（そのうちでも政府の役人が一番望まれる）で、結婚とともに親と独立の世帯をもちうる男性が娘たちの渴望的となる。結婚の翌日から主婦となることができ、かつ将来の出世が確実だからというのである³²⁾。こうした現象は主として高い教育を受けた中産階級のあいだに最も顕著にみられることであって、インドの大多数の住民にかかわることでないかも知れない。また嫁資の騰貴の主な原因を、こうした風潮に求めることは過言でもあろう。共同家族自体にも、嫁資を大きくする原因が含まれているのである。というのは夫の家に新婦が入家するとともに、嫁が持ってきた宝石・道具・衣類など一切が数日間展示されるのが慣行であり、夫の家が所属する系族 (lineage) のすべての女性が招待される。「新婦はサリを頭と顔にかぶせて、中庭の床にちじこまって坐る。訪れてくる女性は一人ひとり、ベールをあげて顔をじっとみる。新婦は伏目のまま顔をそむけようともがく、花嫁を見、おそらく容ぼうを批評をしたのち、今度は嫁資の検分にかかる」³³⁾。あとはお定まりの比較論評である。自分の娘が恥をかかないようにし、親自身の面子がつぶれないようにするには、嫁資を立ばにするほかはないのである。最近、農村の中層および上層階級のあいだでは、婚礼や祭り、交際費、教育費などとともに、嫁資のための費用がかかりすぎるので、共同家族から抜けだして都会に移る者があるといわれる³⁴⁾。嫁資の重い負担、結婚の際にそれを取引の材料にする弊害は、われわれの想像しうるよりずっと大きいのであろう。1961年に嫁資禁止法が発効されたことが、このことを示している。だが、こうした慣行は法律によって取締まれる事柄ではなからう。

インドにおける嫁資の問題にかかわりすぎたかと思われるが、最後にザールドガにおける事情をみよう。現在のユーゴスラヴィアの領域内のかつてのザールドガにおいて行なわれた女子の財産継承の問題を明らかにするには、各地方を支配したそれぞれの国家の法律との関連を考慮のうちにいなければならない。古風な家父長的なザールドガが一番損われずに遅くまで残存していたマケドニア地方の慣習をみると、女子はわずかばかりの嫁入仕度をして結婚するが、持参財産³⁵⁾

32) P. Thomas, *Indian Women Through the Ages: A Historical Survey of the Position of Women and the Institutions of Marriage and Family in India from Remote Antiquity to the Present Day*, Bombay, 1964, p. 371-372.

33) John T. Hitchcock and Leigh Minturn, "The Rājputs of Khalapur, India" in Beatrice B. Whiting, ed., *Six Cultures: Studies of Child Rearing*, New York, 1963, p. 263.

34) Aileen D. Ross, op. cit., p. 25.

35) 持参財産と嫁資を区別した。前者は土地などの不動産を含み、後者は嫁入道具を主とする動産が主な内容となる。

(dowry)をもってくることはなかった。ザールドガの古来の慣習法によると、娘は持参財産も遺産も分与されなかった。が、父の死後、兄弟が家産を分けるとき、娘が分け前の分与を主張すれば、与えられることもあったが、そうしたことは、きわめて稀れにしか起こらなかったといわれている。しかし、娘のほかいきょうだいが一人もいないときは、全財産を承継した。現在のユーゴスラヴィアの範囲の各地方に行なわれていた法律のうち、セルビア法とモンテネグロ法では、娘は父の死後何もかも相続しなかった。回教徒に対しては、シェリアト法が適用されており、同法では女子に相続権が認められていた。マケドニア地方は、この三つの法律の下にあったが、回教法は実際には実施されないに等しく、同地に持参財産の制度が行なわれるにいたらなかったのは、こうした法的事情が大きくあざかっていて。オーストリア法、ハンガリー法、クロアチア法では、娘は父の遺産に対して息子と同等の権利を与えられていた。そしてこれらの法が行なわれていた地方では、貨幣経済の侵潤とともに、ザールドガの内部にも私有財産が重要性を占めるようになり、女子も結婚の際に家産の分け前としての持参財産を要求するようになり、土地や牛や金の形でのそれをもって結婚するようになった。かつては持参財産を受取ることを恥とした農民も、その大きいことを喜ぶようになった。そうした特有財産の存在を認めることは、ザールドガの共同精神と矛盾する事柄であったから、こうした財産が婚家へもち込まれるようになると、ザールドガは急激に崩壊した³⁶⁾。ブルガリアにおいても、女子が家産に対して要求できるのは、嫁資だけであった。それは衣類や貨幣および婚家への贈物からなっていた。のちにわずかばかりの土地が加えられることもあったが、それは新時代の影響によるものである。父祖伝来の土地をへらさないということが、共同大家族の原則であったから、他家に行く娘のために土地を割って与えるということは、おきてに反することであった³⁷⁾。南スラブ人の場合には、中国やインドのように父系的な親族集団がなく、また道徳や宗教の点でも男子優越の観念が強固ではない。ザールドガが男子を中心とした家産共同体であることには変わりはないが、国の法律の影響と西欧の男女平等主義の侵潤、資本主義思想の急激な侵透の結果、家産に対する女子の権利思想が、家族精神が衰退してきた地域に持参財産の要求という形をとって、広まっていったものと思われる。

共同家族は男子成員を共同相続人とするとして、つぎに問題になるのは、相続分の割合であるが、われわれが問題にしている三つの地域を通じて、均分相続の原則が同様に維持されてきた。われわれは均分主義が行なわれなかったならば、共同家族が制度として存続しえなかったと考える。それは共同家族の存立のかなめをなすのである。インドの共同家族に関して、ロスも「伝統的な共同家族の連帯にとっての主な保障条項の一つは、相続の規定がすべての兄弟に対して、家産に対する均等の分け前を与えていること、および彼らはいかなるときにも財産の分割を要求することができたということであった」³⁸⁾ といっている。将来の均分相続の期待があればこそ、二、

36) Vera S. Erlich, op. cit., p. 34, 207ff.

37) Nedelja D. Konsulowa, op. cit. S. 52.

38) Aileen D. Ross, op. cit., p. 42.

三男は共同家族のうちにとどまり、共同家族のために働いたのであって、もしそうでなければ、彼らはできるかぎり早くそこから去ろうとしたであろう。西洋の諸国やわが国におけるような封建的な一子相続制のもとでは、共同家族の存立する余地はなかった。以上に述べたことを明確に傍証してくれるのは、白川村の大家族の崩壊である。周知のように、そこでは、長男の単独相続制であり、彼だけが正式に結婚することができた。二、三男は全く財産の分け前にあずかりえなかったばかりでなく、正式の結婚すら許されず、事実上の夫婦は、それぞれ生家に別居した。彼らは封建時代のいわゆる「おじぼう」の地位にあったが、他の地方におけるように、生家を離れて独立するすべがとぎされておき、家にとどまって家内賦役に従うほかはなかった。それは彼らのみずから選んだ道ではなかったから、資本主義の発達につれて、他の地域での独立生活の可能性が生じると、彼らは家長の許しも得ずに夜逃げのように家を去り、大家族は短期間のうちに崩壊したのであった³⁹。白川村の事態は、大家族を存続させるには、何が不可欠の要件であるかを明確に示しているといえる。

中国では、均分制が古くより一貫して行なわれてきたのに対して、中国よりずっと古い時代の資料が得られるインドの古代では、種々の方式の財産分配の方法が併存していた⁴⁰。だが、このような時代のことは、われわれの問題ではない。中国の家産均分主義は、古来きわめて厳密であり、「凡そ可分なものは総財産を挙げて品ごとに均分するのが建前であって、農地も住居も役畜も農具、その他の家財は碗皿のような器具に至るまで、ことごとく分割する」⁴¹といわれている。だが、いかなる場合にもこの均分の原則が文字通りに行なわれ、それからの逸脱が許されなかったわけではないことは、すでに明らかにされている。周知のように中国では、親の生前の奉養と死亡のときの葬喪と死後の祭祀は、孝の道德の具体的な内容をなすものであり、こうした義務を負う息子には、他の兄弟よりはより多く分与されることがあった。そしてこうした任に当たる者が長男である場合が多いのであるが、わが国のように、長男ときまっているわけではなく、くじによってだれが親を扶養するかをきめることも、またすべての息子が順番に奉養することもあった（輪流管飯）⁴²。ここにわが国の長男家督相続制と中国の均分相続の相違に由来する親子関係の制度的な部面の差異がみられる。家産の分割にあたり一子に優先的な権利を与えるのではなく、古来均分の原則に従ってきたのは、中国の相続制度の顕著な特色ではあったが、長男優先または嫡庶異分の地方的慣習が全くみられなかったわけではない。だが、ここでこうした問題にたちいる必要はなかろう⁴³。さきあげた他のきょうだいにまさって特別の負担を将来にわたって負う

39) 福島正夫, 「山村の『家』と資本主義」, 東洋文化研究所紀要第6冊, 昭和29年, (日本資本主義と「家」制度, 昭和42年, 第7章として再録)に, 大家族の崩壊過程が見事に描きだされている。

40) 155ページ参照。

41) K. M. Kapadia, *op. cit.*, Chapter X 参照。

42) 同様の慣習がバルカン半島の沿海地方で発見されているのは興味深い。父が働けなくなると, 財産が分けられ, 父親は同じ家屋にそのまま住み続けるが, 1週間ごとに子どものところを順番に廻って食事を共にする。Vera S. Erlich, *op. cit.*, p. 73.

43) こうした問題については, Maurice Freedman, *op. cit.*, p. 50ff. に詳しい記述がある。なお均分主義については, 仁井田陞, 中国の農村家族, 昭和27年, 第3章, 第5, 6, 7節参照。

者に対して、分与を加増することや、そのほか未婚の男子には結婚の費用の割増を与えるとかの処置は、決して均分の原則からはずれるものではなく、むしろ真の意味での平等をはかった措置というのだろうか。インドでも父の死後の分配の場合では、幼少な弟が生計をたてうるように特別の考慮を払ったり、未婚の女きょうだいの結婚に責任をもつ者に対して、その費用を割増しするといったことが行なわれている⁴⁴⁾。ブルガリアにおいても、孤児や結婚の近い者、またやがて兵役に服さねばならない者には、少し多く与えるといったことが報告されている⁴⁵⁾。財産の分割は、共同家族の成員にとって、最も大きな関心事であり、兄弟間の不和をひきおこしがちな問題であったから、さきに述べたことは、形式的な平等によって実質的な不平等をもたらさないようにとの考慮からでた措置であったと解される。やはりブルガリアのある地方において、年上の息子または兄が、年下の者にくらべて、より多くの分け前をとっている事例が存する。調査員がその理由を求めたところ、年上の者は年下の者より、共同家族のためにより多く貢献しており、かつその者の余命が他にくらべて短いからだという答えが返ってきたという⁴⁶⁾。こうした理由にもとづく分け前の増減のしかたは、前の場合とちがって、共同家族に本来的なものではなく、その平等主義の原則と矛盾するものと考えられる。というのは、このような個人的損得の合理的な打算が表面に顔を出し、共同家族への貢献の長短、大小が主張されるならば、共同家族の維持は困難となるに違いない。それは共同家族精神の衰退期に現われる考えかたであって、家族への経済的貢献度の相違にかかわらず、平等の分け前が保証されていることが、共同家族の存続のかぎをなしているのであって、のちに述べるように、個人的な貢献度の比較は、兄弟のあいだの不和をかもし、共同家族を解体にまで導く主要な原因にほかならない。

前にいったように、共同家族の男の成員は、出生とともに共同相続人としての地位を与えられ、インドではミタークシャーにおいて明白にされているように、財産の分け前をいつでも請求する権利が彼らに与えられており、その請求者は未成年の者でもよかった。だが、これはあくまで法上の権利であって、それが実際に行使されたわけではなかった。もしこのようなことが実際に行なわれたとしたら、家産は細分に細分を重ね、共同家族の現在までの存続の経済的基盤はすっかり無くなっていることになろう。カパーディアはつぎのようにいっている。「息子たちが今日よりももっと彼らの父の支配のもとにあり、また家族の長上に対する服従と尊敬のおきてを守っていた時代では、またカースト、村落共同体、家族規範を通じて行なわれた社会統制が痛感された時代では、(財産に対する既得権の行使はなく)、財産に対する生得権は、家族の和合を乱すということにはなかった」⁴⁷⁾。これは正しい主張であろうが、それはあくまでカパーディアが限定を付している時代のことであって、デサイのように、息子が、父の在世中にこの権利を行使しないの

44) S. C. Dube, *Indian Village*, p. 75.

45) Nedelja D. Konsulowa, *op. cit.*, S. 47.

46) *ibid.*, S. 48.

47) K. M. Kapadia, *op. cit.*, p. 250.

が、過去においても、また現代においてさえ、しきたりとなっている、(傍点筆者)というのは⁴⁸⁾、言い過ぎであろう。中国にあっても、ある「家族のうちに生まれたか、あるいは家族のうちにすっかり養取されたすべての男子は、息子としての彼の生存のときから、共同相続人である。財産に手がつけられているかぎり、……だれでもその所有者である。……理論上は、とにかく財産の一部といえども、所有者全員の同意なしには——暗黙のものだけにせよ——処分できない」⁴⁹⁾。家産が共同相続人全体のものであるという考え、こうした意識がどれほど明確にもたれているかは問題外として、家産は祖先から伝来の文字通りの家の財産であって、家長——父の場合でも——といえどもそれを勝手に処分することは許されないという考えかたは、共同家族に本来的な家産意識であって、このことは中国だけでなく、インドの共同家族でもザードルガにおいても通用する観念であった。ここで家産についての、仁井田の父子共産説と滋賀の家父長の専有説の対立をめぐる論争が想起される。われわれはそれに論評を加える資格をもたないが、法的には、さきに引用したことばのように、家産は共同相続人全体のものとするほうが正しいように思われる。だが、法的な権利観念を別にして、現実に抱かれた意識としては、父の専有財産のようにも、また共同相続人すべての共同財産のようにも考えられたことがあったであろう。仁井田の主張するように、この二つの考えかたの広いはばのうちに位置する種々の異なった観念の存在を許容するのが妥当と思われる。

これまで述べてきた二つの基本的な要因は、われわれの問題にしている父系共同家族を特徴づける制度的な面での共通な要因といえようが、つぎに述べる第三のものは、共同家族の存立の根本にかかわる事柄である。前にいったように、家族成員の精神的・物質的一体性は、広く家族集団一般の本質的特徴をなしているが、こうした一体性が、競争関係に立ちがちな兄弟のあいだに実現されるか否かによって、共同家族のめざす目標が達成され、その持続が確保される。中国出身のスーは、「この大型家族の理想を鼓舞するには、二つの要因を発展させる必要がある。すなわち、一方に団体精神 (esprit de corps)、他方に目標がなければならない。団体精神は榮譽を共にし、融和を保つことによってもたらされ、……目標の統一は利害と物的財の共同のうちに表現される」⁵⁰⁾、といている。前者はわれわれのいう精神的一体性、後者は物質的一体性の別の表現と解せられる。くり返しいうように、これは何も共同家族だけに必要な要因ではない。だが、このことが、共同家族の場合にとくに強調されるのは、他の家族形態とはちがって、競争と対抗をひきおしあがちな兄弟それぞれの核家族的結合を、共同家族が包含しているからであり、それは常に分裂の種を内包しているからである。共同家族は大い生産・消費・経営の共同体であり、またこうした共同を効率的にするための組織である。それは家計の共同を前提としている

48) I. P. Desai "An Analysis," in "Symposium: Castes and Joint Family," *Sociological Bulletin*, Vol. IV, No. 2, 1955, p. 111.

49) Maurice Freedman, op. cit., p. 50.

50) Francis L. K. Hsu, *Under the Ancestors' Shadow: Chinese Culture and Personality*, London, 1949, p. 238-239.

が、具体的にいえば、中国の同居共財の概念の第一の要素として滋賀秀三があげた「各人の勤勞の所産をすべて全員のための単一共同の会計すなわち家計に入れるということ」である。ここから彼のいう第二の要素、すなわち「同居の各人の生活に必要な消費は全面的に共同の会計によって賄われる」⁵¹⁾ということが可能となる。第二の原則は、第一の原則から必然的に出てくる系というべきものである。完全な共産生活を実現するには、私的な財産を許してはならず、それを認めれば、自己またはその妻子にかぎられた個人的消費が生じ、共同家族の結束にひびが生じる。

後篇において明らかにするように、共同家族は自給自足的な村落共同体に社会的・経済的基盤をもつ家族形態である。それを崩壊に導くのは、第一にそうした共同体への貨幣経済の侵入であり、それに伴う経済的打算性の観念であり、個人主義の台頭にほかならない。村落の自足性が高く、家族が自給自足の単位であれば、家族は多くの成員を必要とし、私的な財を獲得する道はとぎされ、それから生じる個人的な消費の可能性も低い。自足的な村落共同体にあっては、家族の労働力の多いことは、家産の増殖のための基本的な条件をなすだろう。だが、そのためには多くの家族成員を養う家産の先在が前提条件となる。共同家族の安泰のためには、家族成員の労働の対象が、家業に統一されていることが望ましく、余暇労働にせよ、家業以外の働き口の可能性ができると、必然的に個人的な所得が生じ、私的財産の源泉となる。一般に共同家族の家長は家産の管理とともに、消費生活の統制の任務をもっている。共同家族の持続は、家族成員間の和合によって左右されるから、彼らのあいだに不平の波風をたたさないよう、家長は配慮しなければならない。消費生活の平等は、共同家族にとっての第一の要請であろう。「同じ家族の成員は一しょに働き、同じ衣服を着、同一の居所に住み、同じ社交範囲に参加するのであるから、彼らの必要とするものは、比較的同一である。家族はいつも一しょに食べ、テーブルの上にあるものを分け、同一の食物を享受する。もし父または母がよりよい食物を食べるとしても、それは、父または母がそれを要求する特権をもっているからではなくして、子どもはこのようなして親に好意を示そうと欲するからである」⁵²⁾。ここに誌されているように、親が子どもには与えられない特権をもたないというのは、むしろ一般的ではなく、親は子どもにくらべて、男子は女子にくらべて、世代の上の者は下の者にくらべて大きな特権を有するのが、共同家族に通有なことである。しかしそれは皆の者によって公認された特権であって、それにもとづく差別待遇は、不公平の感情を呼び起こすことはないのである。財の分配は平等でなければならぬとともに、その消費、とくに食べ物の場合は公共的であり、公開的でなければならぬ。「特別の食物または果物は、少数家族単位のあいだに平等に分けなければならぬ。そのときこの小単位が自分らの部屋に引きさがつてそれを食べる。そうすると、世帯はいくつかの単位に割れるのである」⁵³⁾。嫁がその親元または親族から貰ったものも、それを義母に贈って、公平に分配されるよう一任せず、それを自

51) 滋賀秀三、前掲書、73、74ページ。

52) Martin C. Yang, *A Chinese Village: Taitou, Shangtung Province*, London, 1947, p. 77.

53) *ibid.*, p. 78.

分らだけで消費するという小事が、しばしば大きなめごとにもで発展する模様を、ヤンはいきいきと描いている⁵⁴⁾。

自給自足の経済が支配しているかぎり、生活水準は低位にとどまらざるをえないが、個人的な所有物は衣類その他のきわめてわずかのものに限られ、所有の平等が保たれやすい。貧しい農家では「独身の男の子のもっているものといえば、自分の衣類だけであり、それさえ、両親が必要だと思えば、弟と共用にすることができる⁵⁵⁾。金を必要とすることはまれであり、金といえば、家族の共同の資金のうちから与えられたものを取っておいたわずかの額をもっているにすぎない⁵⁶⁾。ザードルガにおいても同様であった。家族の必要とするものは、ザードルガの貯えのうちから支給され、金を使う機会はなかった⁵⁷⁾。「衣類と小物を除けば、私的な財産はなかった。金は家長か、あるいはだれか他の男子が管理し、物の売買は、彼に委託されていた⁵⁸⁾。このような状態にとどまっているかぎり、所有物の大小の差に由来する相互的嫉視の関係は生じにくい。一般的にいて、所有の不平等は、兄弟の妻の持参した嫁入道具または持参財産の違いからはじまる。共同家族の家産は男子成員の共有であるから、彼らが個人的に稼いだ収入を家族全体の財産に加える要請はきわめて厳重である。その反面、女子の個人財産の保有については寛大である。彼女らは家産に対する共同の権利を有しないからという考えが、基本をなしているためであろう。このことを明白に示しているのは、つぎの事例であろう。山東省のある農村において、婦女は家での労働の余暇に、浜辺で貝類の採取を行ない。それを村民や商人に売って小金を得る。こうすることは許された行為なのである。だが若者が漁をすることがあっても、とったものを売るということはなく、家の食卓にのぼせる⁵⁹⁾。すなわち家産に対して権利を分有する男子は、労働一切の成果を、家族のために提供しなければならぬのである。

中国において妻が結婚の際もたらした嫁資または持参財産についての法的問題は、わが国で詳しく研究されており⁶⁰⁾、われわれはそれに付言する資格をもたない。その成果によると、妻が実家から提供された財物や金銭や土地などは、夫婦共同の財産となるが、義父の家の家産に組入れられることはなく、妻が嫁入りの際に貰った金で買った装身具や純個人用の身の廻り品、その他ないしょで貯えた「へそくり」は妻の純然たる個人財産であって、娘の嫁入りの際、その一部を娘に与える。そして母が死んだときには、未婚の娘がそれを相続する。われわれにとって重要なことは、こうした法律上の問題ではなく、妻の、とくに夫婦共同の特有財産が認められているこ

54) *ibid.*, p. 78.

55) Martin C. Yang, *op. cit.*, p. 79.

56) *ibid.*, p. 79.

57) Ruth Trouton, *Peasant Renaissance in Yugoslavia 1900-1950: A Study of the Development of Yugoslav Peasant Society as Affected by Education*, London, 1952, p. 72.

58) Vera S. Erlich, *op. cit.*, p. 32.

59) Martin C. Yang, *op. cit.*, p. 28.

60) 滋賀秀三, 前掲書, 511ページ以下。仁井田陞, 支那身分法史, 661ページ以下。内田智雄, 前掲書, 245ページ以下参照。

とが、家産の共同保有という共同家族の原則と鋭く矛盾し、共同家族の結束をゆるめ、それを分裂に導く重大な要因となるということである。この間の事情をヤンの記述によってうかがおう。

「娘は結婚の際嫁資が与えられる。それに、親の家におった間に稼いだ金や節約して貯めた金を加える。若い妻はこの金を小さな家内工場に投資したり、あるいは同村の者に利子をつけて貸すことができる。金額が十分になると、それで土地を買うことができ、この土地は、妻自身とその夫と子どもを含む小家族単位のものとなり、夫の大家族のものとはならない。……ときには妻は自分の金を大家族に貸すこともできる。その場合家族は利子をつけてそれを返すのが常であった。この種の財産は *hsiao hueh* (小恵) と呼ばれ、それは法的に認められてはいるが、家族全体は奨励しない。若い妻たちがうまく金をもうけようとすると、利己的になり、その結果、大家族の統一を脅かす争いが生じる」⁶¹⁾。

ここで、ザードルガに関して、前に持参財産の制度——とくに土地や金銭での——が導入されるようになると、ザードルガは急速に崩壊したといったことが想起される。だが、持参財産制度が共同家族の解体の決定的な原因だといおうとしているのではない。根本的な原因は貨幣経済の侵潤に伴って、各共同家族および家族内の各成員にとって、私有財産の重要性が非常に高まったことにある。エルリチは、このことをつぎのように説明している。家父長な体制が支配していた地域では、村落の共有地が重要な役割を演じていたが、経済的変動とともに村落の共有地は分割して売られた。そして各農家はその私有財産だけを売払うことができた。たび重なる分割の結果、農家は小さくなる。だから小区画の土地でさえ、単一の農家にとって重要となった。そこで、家族内の各人にとって、私的財産——それは相続の結果得たものにせよ、妻の持参財産であれ——が、決定的に大切になった。家族の各成員の物質的利害は、他の者のそれと競合するようになったのである⁶²⁾。インドにおける近來の嫁資の騰貴については、前に述べた。このような現象はいうまでもなく、中産以上の階層のことであって、下層のカーストでは、こうした慣行は行なわれなかった⁶³⁾。新夫の父から新婦の家にわずかばかりの聘財が送られるだけであった。インドの上の階層では、好んで宝石や装身具が嫁資のうちに加えられるが、それを夫に与えないかぎりは、妻の特有財産として認められ、夫といえどもそれを売ることができなかった。夫があえてそうした場合には強い社会的非難を受けた⁶⁴⁾。こうした財産は母から娘にと母系的に継承されるのが普通である。台所道具、ベッドその他の家具、道具類は、嫁の持参したものでも、共同家族の共用にしたり⁶⁵⁾、高価な嫁資の多くは義母に引渡され、彼女がそれらを家族の成員に分配したり、あるいはそれを自分の娘の嫁資のうちに含める場合さえあり⁶⁶⁾、こうした慣行は、妻の私的財産を

61) Martin C. Yang, *op. cit.*, p. 79.

62) Vera S. Erlich, *op. cit.*, p. 217.

63) Bernard S. Cohn, "The Changing Status of a Depressed Caste," in McKim Marriott, *ed.*, *Village India: Studies in the Little Community*, Chicago, 1956, p. 58.

64) John T. Hitchcock, and Leigh Minturn, *op. cit.*, p. 235.

65) Adrian C. Mayer, *op. cit.*, p. 178.

66) John T. Hitchcock and Leigh Minturn *op. cit.*, p. 235.

なるべく少なくし、また兄弟の妻のあいだの嫉視の種を絶やそうとの意図からの処置であると考えられる。兄弟のそれぞれのあいだの嫁資の多少、実家からの贈物の相違から、彼女たちのあいだに、いかに反目が生じやすいかについては、後篇で説明することにしよう。

家族の財産の共同所有とそれによる共同消費を原則とする共同家族にとって、妻のものとはいえず、特有財産の存在は決して望ましいものではないが、それが妻の個人的な使用品ではなく、金銭や土地などのように別個の収入を生み出す財であるときには、共同家族の和合を破る要因となる。だから、華北の実地調査の報告にあるように、嫁が相当の金を婚家にもってきて、その使いかたが、家庭の平和を乱すおそれがあるときには「嫁入り先キノ父母ガ制限スルコトモアル」⁶⁷⁾、と誌されているのは注目に価する。しかし何といっても女子は家産の共同相続人ではない。そして女子の私的財産は、生家からもってきたものであって、婚家の財産からのものではない。したがって彼女らの私的財産の所有に対して比較的寛容であるけれども、男子の場合はそうはいかない。彼らが労働の結果得た一切の収入を家族全体のために提供し、家産に加えるということが、共同家族の存否を決定するかぎをなす。彼らが私財を貯えるようになれば、共同家族の団体精神は弛緩し、他の男子成員もそれにならい、家産の共有性は失われることになる。それは共同家族の崩壊を意味するであろう。家族の全員が家業の発展のために協力し、他に収入の途がない場合には、私財を貯える方法はないわけであるが、現実においては、余暇の労働力を収入に換える働き口が全くないということは稀れである。そうした意味において、共同家族を解体に導く要因は、ほとんど常に存在しているといわねばならない。貨幣経済が進展し、村落共同体の自足性の度が低くなると、賃金雇用の機会は多くなり、兄弟内の余暇の労働の収入は、金銭の形で明瞭に比較されるばかりでなく、金をより多く使う者とそうでない者との差がめだつようになり、他に比較しての自分の損得を考慮するようになる。そうした場合、家族を分裂にまでいたらしめないようにする家長の権威ないし統率力が大きく物をいう。一般に金銭も含めて一切の家族財産を管理する権限が、家長一人に与えられているのが普通であり、各自の別途収入を、家に差出さずに、自分のものとする場合には、それを取りあげる権限も家長に与えられている。余暇労働のみならず出稼ぎによって得た収益の取扱いについては、華北の実情がつぶさに説明されているが⁶⁸⁾、ヤンは青島付近の一村落について、つぎのように具体的に記述している。「古風な家族では、……だれもが全体としての家族のために働き、生産する。……特別な商売で得たもうけも、すべて家族のもとになる。もしだれかが賃金の一部を自分のものにすれば、家長から非難され、家族の他のすべての成員によって不信用の疑いをかけられるだろう。村外で商いをしなければならぬ商売人は、生活に必要な経費をもうけのうちから払い、その額は自分の判断できめるが、残ったもうけの全部を引き渡し、費用を家長に報告しなければならない。もし経費のうち不必要と思われたものがあれば、それについて詳しくただされるだろう。満足のいく理由が与えられたときにのみ、

67) 内田智雄, 前掲書, 249ページ。

68) 同書, 361ページ以下。

彼の決算が終ったことになる。その者がすでに中年で、すぐれた地位にある場合には、他の者よりも金を使う自由が大きく、家長はあまり制約しないこともある。だが、そういう場合でも、彼は自由の限度をわきまえ、もうけの大部分を家族に渡さねばならず、そうでなければ、他の者は不平を唱え、家族の統一が脅されることになる⁶⁹⁾。

共同家族について論ずる人びとがだれでも指摘するのは、それが家族成員に対して果たす保護機能である。病気、老齢、親の死亡、夫の死去、災害などの場合には、他の家族成員の援助をうけることができる。そうした場合のほかに、妻子を家に残したまま長期の出稼ぎを可能ならしめることも大きな利点となっていた。ユーゴスラヴィアにおいても、第一次世界大戦前、男子、とくに妻子のある者が大量にアメリカに単身で渡ったのであるが、彼らは家に多額の金を送金してきた。共同家族の原則によれば、それはもちろん家族全体の収入にくり入れらるべきで、当人の妻子が自由に使える性質のものではないが、私的財産の観念が台頭するにつれ、やがてこうした金が共同家族の分裂を促す原因となった。華北の農村では、北京・天津・済南等の大都市のほか、満洲への妻子を家に残しての出稼ぎがきわめて多いのであるが、彼らのもうけが、出稼ぎ地での生活費を上廻る場合には、そのすべてを家に送らなければならなかった。その一部をこっそり妻子に渡すなどということは許されなかった。また「もし出稼ぎ地において、動産あるいは不動産として蓄財せられた場合には、公明にそれを家長に報告する義務があり、そしてかく報告せられた蓄財は、当然に家産として家族共有の財産とせられるわけで、もしかかる家産を有して分家する場合には、家郷の家産とあわせて一となし、兄弟均分の原則によって均分対象とされることとなるのである⁷⁰⁾。そのかわり、出稼ぎ者が現地でこしらえた借金も、同様の原則にしたがって処理される。すなわちそれは当人の個人的な負債とならず、共同家族の共同の負債とみなされ、分家の際には兄弟が均分して返済の責任を果たすのである⁷¹⁾。さきに述べた共同家族の第一と第二の規範は、全体社会または国家の制度となっていたのに対し、いまいった第三のものは、いわば家族の内部から、共同家族の存続に欠かせないものとして、自律的に生みだされた規範である。このことは、共同家族にとって、家産の共同所有の実をあげることが不可欠の要素であること、逆にいえば、共同相続者のあいだに私産の保有を認めることは、共同家族の存続の否定を結果することを物語っている。

われわれは以上によって、三つの地域における父系共同家族の序説的考察を終えるが、このような家族がいかなる社会的条件のもとにおいて存続してきたかの問題、三つの地域の共同家族の内部構造の比較的考察については、後篇で述べることにする。

69) Martin C. Yang, op. cit., p. 76.

70) 内田智雄, 前掲書, 373ページ。

71) 同書, 189ページ。